

投票用紙様式の二(第一条関係)
その一

表

折目

<p>都(何道府県)(市)(町)(村)の 議会の議員(都道府県知事) (市町村長)何某の解職投票</p>	<p>都(道府県)(市) (区)(町)(村)選 挙管理委員会印</p>
--	---

裏

折目

<p>○注 意 一 解職に賛成の人は賛成と書き、 反対の人は反対と書く こと。 二 他^{ほか}のことは書かないこと。</p>	<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>
---	--

備考

一 この様式は、地方自治法第八十五条第一項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による普通地方公共団体及び特別区の議会の議員及び長の解職の投票の場合の様式である。

二 用紙の紙質及び用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印並びに地方自治法施行令第一百四十一条及び第一百七十七条において準用する公職選挙法施行令第五十一条の規定による請求に基づいて交付する投票用紙の様式については、投票用紙様式の一その一に準ずる。

表

折目

都(何道府県)(市)(町)(村)の 議会の議員(都道府県知事 (市町村長)何某の解職投票	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 都(道府県)(市) (区)(町)(村)選 挙管理委員会印 </td> </tr> </table>	都(道府県)(市) (区)(町)(村)選 挙管理委員会印
都(道府県)(市) (区)(町)(村)選 挙管理委員会印		

裏

折目

〇注 ^{ちゆう} 意 ^い 一 解職 ^{かいしよく} に賛成 ^{さんせい} の人は賛成欄 ^{さんせいらん} に〇を、 反対 ^{はんたい} の人は反対欄 ^{はんたいらん} に〇をつ けること。 二 〇のほか ^{なにか} は何も書かないこと。	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">はん</td> <td style="text-align: center;">たい</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">反</td> <td style="text-align: center;">対</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="text-align: center;">さん</td> <td style="text-align: center;">せい</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">賛</td> <td style="text-align: center;">成</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">はん</td> <td style="text-align: center;">たい</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">反</td> <td style="text-align: center;">対</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="text-align: center;">さん</td> <td style="text-align: center;">せい</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">賛</td> <td style="text-align: center;">成</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	はん	たい	反	対			さん	せい	賛	成		
<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">はん</td> <td style="text-align: center;">たい</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">反</td> <td style="text-align: center;">対</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="text-align: center;">さん</td> <td style="text-align: center;">せい</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">賛</td> <td style="text-align: center;">成</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	はん	たい	反	対			さん	せい	賛	成				
はん	たい													
反	対													
さん	せい													
賛	成													

備考

一 この様式は、地方自治法第八十五条第一項において準用する公職
 選挙法第四十六条の二第二項の規定による普通地方公共団体及び特
 別区の議会の議員及び長の解職の投票の場合の様式である。

二 用紙の紙質及び用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会
の印については、投票用紙様式の一その一に準ずる。

表

折目

何広域連合の議会の議員（広域連合の長）何某の解職投票	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 広域連合選挙 管理委員会印 </div>

裏

折目

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<p>○注^{ちゆう}意^い</p> <p>一 解職^{かいしよく}に賛成^{さんせい}の人は賛成^{さんせい}と書き^か、反対^{はんたい}の人は反対^{はんたい}と書く^かこと。</p> <p>二 他^{ほか}のことは書^かかないこと。</p>

備考

- 一 この様式は、地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による広域連合の議会の議員及び長の解職の投票の場合の様式である。
- 二 用紙の紙質及び用紙に押すべき広域連合の選挙管理委員会の印並びに地方自治法施行令第二百十四条の四及び第二百十

五条の四において準用する公職選挙法施行令第五十一条の規定による請求に基づいて交付する投票用紙の様式については、投票用紙様式の一その三に準ずる。

表

折目

何広域連合の議会の議員（広域連合の長）何某の解職投票

広域連合選挙
管理委員会印

裏

折目

- 注^{ちゆう} 意^い
かいしよくさんせいひとさんせいらん
一 解職に賛成の人は賛成欄に○を、反対の人は反対欄に○をつけること。
- 二 ○のほかは何^{なに}も書^かかないこと。

はんたい 反対	さんせい 賛成

備考

一 この様式は、地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による広域連合の議会の議員及び長の解職の投票の場合の様式である。

二 用紙の紙質及び用紙に押すべき広域連合の選挙管理委員会
の印については、投票用紙様式の一その三に準ずる。